



# 埼玉県報

第 3086 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 8 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(田園都市づくり課)
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則(警務課)

### 告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 春日部都市計画都市高速鉄道の決定(都市計画課)
- 春日部都市計画道路の変更(都市計画課)
- 寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 宅地建物取引業者に対する監督処分(建築安全課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 県道平方東京線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県教委告示第 10 号の取消し(教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

## 規 則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成三十年埼玉県条例第三十七号)の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

## 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

埼玉県公安委員会委員長 齋 藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条の 2 中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とする。

第57条の 6 第 2 項を次のように改める。

2 生活安全特別捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 子供（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪の予防及び取締りに関すること（地域安全対策推進室の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

#### 二 代表者の氏名

香西 敏男

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場千五十二番地四

#### 四 当該認定の有効期間

平成三十一年三月八日から平成三十六年三月七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十二号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十三号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー北本中央店

埼玉県北本市中央四丁目四十五番地二

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）北本中央商業施設計画

埼玉県北本市中央四丁目六十三外

（変更後）ヤオコー北本中央店

埼玉県北本市中央四丁目四十五番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年一月二十四日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年二月二十七日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年三月八日から平成三十一年七月八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月八日から平成三十一年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第百九十五号

測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県本庄県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

埼玉県本庄県土整備事務所管内（本庄市児玉町飯倉）

### 四 作業期間

平成三十年十二月十二日から平成三十一年三月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十六号

平成三十年埼玉県告示第六百七十三号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、春日部都市計画都市高速鉄道を決定した。

なお、当該決定に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十九号

寄居町から寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成三十一年三月四日付けで、次のとおり処分した。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
むさし野 住宅	平岡實	埼玉県久喜市 菖蒲町三箇八 百三十四番地 八	二十二日間の業務の全部 停止

## 告 示

### 埼玉県告示第二百一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県深谷市国済寺六百十六番地四十七

磯貝 俊之

二 取消年月日

平成三十一年三月一日

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫



<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字下根通二三二番五地先から 同市大字鶴ヶ曾根字下根通二三二番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十年三月三十一日 付け埼玉県告示第四百 六十三号で告示した道 路予定区域の一部の供 用開始である。</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成三十年十二月二十七日

指令川建セ第三〇〇〇一三〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十一年三月五日

川建セ第三〇〇〇一二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字堀ノ内二百十三番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字小用二十七番地

株式会社大道産業 代表取締役 松本 繁身

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十一号

平成三十一年埼玉県教委告示第十号（埼玉県教育委員会定例会の招集について）  
は取り消す。

平成三十一年三月八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十一年三月八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成三十一年三月十二日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則について

ロ その他

## 告 示

### 埼玉県選挙管告示第十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十一年三月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十一年三月十八日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他